厚生労働省説明資料

(自殺総合対策大綱における施策の実施状況について) (こどもの自殺対策緊急強化プランの実施状況について)

令和6年3月25日 第11回自殺総合対策の推進に関する有識者会議 厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室。



自殺総合対策の推進

<自殺総合対策大綱に掲げた数値目標> 自殺死亡率を令和8年までに 平成27年比で30%以上減少

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺による死亡率をいう もの。平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少 させると13.0以下となる。

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和6年度当初予算案: 30.5億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等に対する 実践的な自殺対策の取組を支援
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業の実施

自治体・NPO等による自殺対策の取組支援、 こども・若者の自殺危機対応チームの立ち上げ支援 (令和5年度補正予算額: 20.7億円)

- 都道府県・指定都市が行う電話・SNSを活用した相談体制の強化及び地域の 支援機関へのつなぎ支援の実施。また、相談員のなり手不足の解消、資質の向 上又は定着、その他相談支援の環境整備等への支援の実施
- 社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る 民間団体の取組支援
- 都道府県・指定都市が、精神科医、弁護士、心理士等の多職種の専門家で構成されるチームを設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験があるこども・若者等、市町村段階では、対応が困難な事案に対し、助言等を行う事業の実施を支援

令和6年度当初予算案 38.9億円(令和5年度当初予算37.0億円)

【内訳】

地域自殺対策強化交付金30.5億円 (29.8億円)地域自殺対策推進センター運営事業費1.2億円 (1.1億円)調査研究等業務交付金6.0億円 (4.9億円)ゲートキーパー基盤整備事業費0.3億円 (0.3億円)その他(本省費)0.9億円

※令和5年度補正予算額

地域自殺対策強化交付金 20.7億円

2. 都道府県自殺対策プラットフォームの構築 (令和6年度当初予算案: 1.2億円)

○ 都道府県が市町村等に対して支援を行う際などに、各都道府県における自殺対策の関係機関が、それぞれの組織単独で対応したのでは十分な効果を生まない場合があるため、関係機関等が情報の共有や実務的な連携を行うための枠組みである「地域自殺対策プラットフォーム」の構築を支援

3. 指定調査研究等法人の機能確保等 (令和6年度当初予算案 : 7.2億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、「こどもの自 殺対策緊急強化プラン」や、自殺総合対策大綱を踏まえた取組等を推進するため、こど もの自殺対策の強化の観点から、「こども・若者の自殺危機対応チーム」事業に取り組 む地方自治体への支援を行うとともに、指定調査研究等法人における体制の拡充とし て、自殺念慮を抱えている方に強い影響を与える懸念のある著名人の自殺報道等への 対応を強化
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等に、全国的な普及啓発活動を実施
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築(研修教材作成、講師養成等)

地域自殺対策強化交付金

令和6年度当初予算案 30.5億円

事業概要・目的

【事業の目的】

- 我が国の自殺者数は、21,881人(令和 4年)となっており、依然として高い水 準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指す。

【事業の概要】

○ 交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

事業イメージ・具体例

地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策を実施する。

- <①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け)補助率1/2,2/3,10/10>
 - ○対面、電話、SNS相談の実施
 - 自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話やSNS等を活用した相談窓口の設置
 - ○人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ゲートキーパーの養成
 - ○適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
 - ○自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
 - ○こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施

等

- <②自殺防止対策事業(民間団体向け)補助率10/10> 全国的な自殺防止対策に取り組む民間団体が行う
 - ・電話・SNS等による相談活動
 - ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
 - ・ゲートキーパーになった者に対する支援

の取組を支援。

期待される効果

地域自殺対策計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策への取組を支援し、自殺念慮者等に対し、その背景にある様々な要因に応じた「生きる支援」を行うことで、安心・安全な社会の実現に寄与し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現が期待される。

こども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

令和6年度当初予算案 37億円の内数 (35億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

※ 令和5年度補正予算額 20.7億円の内数

(37億円の内訳)

地域自殺対策強化交付金 調査研究等業務交付金 31億円 6億円

1 事業の目的

〇令和4年(2022年)の小中高生の自殺者数は、過去最多の514人となっており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。

〇こどもの自殺対策緊急強化プラン(令和5年6月2日決定)や、自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)においても、こどもの自殺 危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。

〇こうした状況を踏まえ、こどもの自殺対策の強化の観点から、こどもや若者の自殺危機対応チームの設置によるこどもや若者の困難事案 への的確な対応に向け、引き続き、取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

こども・若者の自殺危機対応チーム(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- ○支援対象者:次の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、
 - ④家族を自殺で亡くしている 等
- 〇構成:精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
- 〇内容:地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
 - ①チーム会議の開催:支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施:支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了:地域の関係機関への引継
- ○都道府県・指定都市への取組支援:

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、長野県等の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県 ・指定都市への支援を行う。

3 実施主体等

実施主体:都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」

補助率:10/10





自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業

37億円の内数 (35億円の内数) ※()内は前年度当初予算額 令和6年度当初予算案

(37億円の内訳)

地域自殺対策強化交付金 調査研究等業務交付金

31億円 6億円

※ 令和6年度においては、実施自治体数を5自治体から7自治体程度に拡充。

1 事業の目的

- 〇我が国の自殺者数は、21.881人(令和4年)となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 〇自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)でも、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれている。
- ○未遂者が退院後、地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う、都道府県等における推進体制を整備することを目 的とする。

2 事業の概要

- 〇令和5年度に引き続き、自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、コーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に 参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行うモデル事業の実施。
 - また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センターと救急病院等の関係機関の連携体制構築のための定期的な会議を実施。 (地域自殺対策強化交付金)
- ○事業実施に当たっては、「いのち支える自殺対策推進センター」からの情報提供、研修等の支援を受けて行うものとする。このため、 同センターの体制の強化を図る(調査研究等業務交付金)

事業スキーム・実施主体等

|実施主体:都道府県(自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。)

厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」





都道府県自殺対策プラットフォームの構築

令和6年度当初予算案 1.2_{億円の内数} (1.1億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 〇自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)において、「地域自殺対策推進センターが地域自殺対策の牽引役として自殺対策を進められるよう、 地域自殺対策推進センター長の設置及び全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援する」ことや、「地域においては、地方 公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関(地域自殺対策推進センター、精神保健福祉セン ター、保健所等)とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりを支援する」こと について盛り込まれている。
- 〇このため、都道府県・指定都市自殺対策推進センターにおけるセンター長の配置、及び各都道府県における地域自殺対策推進センターを事務局とした地域自殺対策プラットフォームの構築を支援するため、地域自殺対策推進センター運営事業の拡充を図る。

2 事業の概要・スキーム

1. センター長の配置 (都道府県・指定都市)

新たな大綱において、都道府県・指定都市自殺対策の実務責任者として「地域自殺対策推進センター長」を任命し、責任の所在を明確にすることとされたところであり、新たに専任の職員の配置や会議開催に要する経費を拡充する。

2. プラットフォームの構築 (都道府県)

都道府県が市町村等に対して支援を行う際などに、各都道府県における自殺対策の関係機関が、それぞれの組織単独で対応したのでは陥りかねない資源不足を補うため、当該関係機関等が情報の共有や実務的な連携を行うための枠組みとして「地域自殺対策プラットフォーム」を構築することが新たな大綱において明記したところ。

これら連携を円滑に行うために、地域自殺対策推進センターに自殺対策連携推進員等を配置するほか、連絡調整に係る会議開催に要する経費を拡充する。

3 実施主体等

- ○地域自殺対策推進センター長の配置・・・実施主体:都道府県・指定都市、補助率:1/2
- ○都道府県自殺対策プラットフォームの構築・・・実施主体:都道府県、補助率:1/2



自殺対策に関する調査研究等の体制拡充

令和6年度当初予算案 6.0億円 (4.9億円) *()內は前年度当初予算額

1 事業の目的

- ●自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」に 基づき、「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)」が厚生労働大臣指定調査研究等法人として指定されている。
- ●令和4年の小中高生の自殺者数が令和2年を越えて過去最多の514人となったことを踏まえ、こどもの自殺対策緊急強化プラン(令和5年6月2日決定)や、自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)を踏まえた取組等を推進するため、指定調査研究等法人の取組、体制を強化する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

○こどもの自殺対策の強化

- (1)こどもの自殺に関する情報収集・調査分析の体制強化 こどもの自殺対策の推進に必要なデータ等を収集・分析する体制を強化するため、情報収集・調査分析を担当する職員を増員する。
- (2)こども・若者の自殺危機対応チーム事業に取り組む自治体への支援の強化等 こども・若者の自殺危機対応チームを設置し、運営する自治体への支援を強化するため、担当職員を増員するとともに、事例の収集・整理、ガイドラインの策定に向けた検討等に要する経費を拡充する。
- (3)自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体への支援の強化等 自傷・自殺未遂レジストリに登録された自殺未遂に関する情報の調査分析を実施し、より有効な自殺未遂者支援に活用するため、担当職員を増員するとともに、 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業に取り組む自治体数の拡充を踏まえ、それらの自治体に対する研修の実施に要する経費を拡充する。

〇指定調査研究等法人における体制の拡充

- (4)著名人の自殺報道等への対応の強化
 - 著名人の自殺報道等について、手段や場所等の詳細を報じることは、その内容や報じ方によってはこどもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、担当職員の増員や自殺報道に関する勉強会の開催等により、WHO発行の『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道が実施されるよう、対応を強化する。
- (5)自殺対策に取り組む自治体、民間団体への支援等の強化 自治体職員向けeラーニングの運用及び研修内容の充実、都道府県自殺対策プラットフォームの構築に取り組む自治体職員や自殺対策に取り組む民間団体関係者 に対する研修の企画、実施等に要する経費を確保する。
- (6)海外への情報発信、海外の取組の情報収集等を通じた国際連携の推進 日本の自殺対策の取組についての国際的な発信、海外の自殺対策の情報収集等を行い、国際連携の推進を図るため、外国旅費等の経費を拡充する。

3 実施主体等

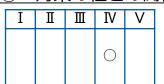
実施主体:厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」補助率 :10/10

施策名:地域における自殺防止対策の強化

施策の目的

- ・自殺念慮を抱える者に対する適切な相談支援と、相談支援から地域における具体的な支援 につなげるための地方自治体又は民間団体の取組を支援する。
- ・こども・若者の困難事案への的確な対応を行う「こども・若者の自殺危機対応チーム」の 立ち上げ支援を行う。

② 対策の柱との関係



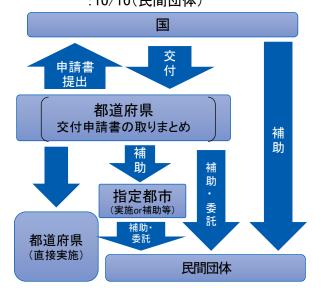
③ 施策の概要

- 1 電話・SNS相談体制の拡充及びつなぎ支援等
 - ・都道府県・指定都市が行う電話・SNSを活用した相談体制の強化
 - ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
 - ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、 その他相談支援の環境整備等への支援の実施
- 2 社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を 活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援
- 「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ支援 ・都道府県・指定都市が、精神科医、弁護士、心理士等の 多職種の専門家で構成されるチームを設置し、自殺未遂 歴や自傷行為の経験があるこども・若者等、市町村段階 では、対応が困難な事案に対し、助言等を行う事業の 実施を支援

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 〇 実施主体:都道府県・指定都市、民間団体
- 補助率:国:1/2、10/10(都道府県·指定都市)

:10/10(民間団体)



- ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)
- ・電話やSNSを活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。
- ・地域の支援者支援を行い、こども・若者の自殺再企図を防止するとともに、関係機関等の実務的な連携を強化する。

都道府県知事 殿 指定都市市長 殿 都道府県議会·指定都市議会議長 殿 都道府県·指定都市教育長 殿

こどもの自殺対策の推進のために

例年、長期休み明けとなるこの時期に、誠に忸怩たる思いでは ありますが、こどもの自殺が増加する傾向にあります。近年増加傾 向にあった小中高生の自殺者数は、令和4年に514名となり、過 去最多となっています。

こうした非常事態に対処するため、政府は、昨年 10 月に新たな自 殺総合対策大綱を策定し、こども・若者の自 殺対策の更なる推進・強化を図ることとしました。本年6月2日には、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめました。これらも踏まえ、今後も引き続き、関係省庁が連携して、こども・若者の自殺対策を推進してまいります。

こどもの自殺対策においては、地方自治体の果たす役割が非常に大きく、トップの皆様のリーダーシップの下、関係部局間の連携に加え、学校、教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体でこどもたちを守る仕組みを構築することが重要になります。

政府としても、地方自治体や教育委員会への支援をしっかりと 行っていく所存であり、来年度予算概算要求においても、様々な 予算を要求しています。主なものを2点、ご紹介します。

1) 自殺リスクの高い児童生徒への対応といった観点で、都道 府県及び指定都市が、多職種の専門家により構成される 「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校や市 区町村を支援する際に活用いただける予算を大幅に拡充し て計上しています。 2) 自殺リスクの早期発見の観点では、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するための予算を新たに計上しています。

是非、都道府県及び指定都市におかれましては、児童生徒の 自殺リスクを早期に発見すると同時に、「こども・若者の自殺危機 対応チーム」を通じて、学校と地域が連携して、こどもの命を守るた めの取組を強化していただきますようお願いいたします。

また、自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。1人でも多くの方に、このような役割を担う「ゲートキーパー」としての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こしていただければと考えています。そのため、今般、国において、「ゲートキーパー」に関する e-ラーニング教材を作成しました。

9月 10 日から9月 16 日までの1週間は自殺予防週間です。 我々も受講する予定ですが、各自治体のトップの皆様にもぜひ受 講していただき、全庁的な取組として地域の自殺対策を推進する ため、関係部署等の職員の皆様にも受講を勧めていただきますよ うお願いいたします。

こどもが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、 国と地方が力を合わせて取り組んでいきたいと考えておりますの で、引き続きのお力添えをお願いいたします。

令和5年9月8日

厚生労働大臣 加藤勝信

文部科学大臣

永岡桂子

こども政策担当大臣

小倉將信

市区町村長 殿 各 市区町村議会議長 殿 市区町村教育長 殿

こどもの自殺対策の推進のために

例年、長期休み明けとなるこの時期に、誠に忸怩たる思いではありますが、こどもの自殺が増加する傾向にあります。近年増加傾向にあった小中高生の自殺者数は、令和4年に514名となり、過去最多を更新しています。

こうした非常事態に対処するため、政府は昨年 10 月に新たな自殺総合対策大綱を策定して、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図ることとしました。本年6月2日には、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめました。これらも踏まえ、今後も引き続き、関係省庁が連携して、こども・若者の自殺対策を推進してまいります。

こどもの自殺対策においては、地方自治体の果たす役割が非常に大きく、トップの皆様のリーダーシップの下、関係部局間の連携に加え、学校、教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体でこどもたちを守る仕組みを構築することが重要になります。

政府としても、地方自治体や教育委員会への支援をしっかりと 行っていく所存であり、来年度予算概算要求においても、様々な 予算を要求しています。

例えば、自殺リスクの早期発見の観点では、1人1台端末等を 活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するた めの予算を新たに計上しています。また、自殺リスクの高い児童生 徒への対応といった観点では、都道府県及び指定都市が、多職種の専門家により構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校や市区町村を支援する際に活用いただける予算を大幅に拡充して計上しています。

是非、市区町村におかれましては、「心の健康観察」の導入などを推し進め、こどもの命を守るための取組を強化していただきますようお願いいたします。

また、自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげることが重要です。1人でも多くの方に、このような役割を担う「ゲートキーパー」としての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こしていただければと考えています。そのため、今般、国において、「ゲートキーパー」に関する e-ラーニング教材を作成しました。

9月 10 日から9月 16 日までの1週間は自殺予防週間です。 我々も受講する予定ですが、各自治体のトップの皆様にもぜひ受 講していただき、全庁的な取組として地域の自殺対策を推進する ため、関係部署等の職員の皆様にも受講を勧めていただきますよ うお願いいたします。

こどもが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、 国と地方が力を合わせて取り組んでいきたいと考えておりますの で、引き続きのお力添えをお願いいたします。

今和5年9月8日

厚生労働大臣

加藤勝信

文部科学大臣

永岡桂子

こども政策担当大臣

小倉將信

ゲートキーパーの推進について

「ゲートキーパー」とは...

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

気づき・声かけ

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾 聴

|本人の気持ちを尊重し、 |耳を傾ける

つなぎ

早めに専門家に相談 するように促す

見守り

温かく寄り添いながら、 じっくりと見守る

※上記のうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

<普及促進に向けた主な取組>

- 厚生労働省ホームページ「ゲートキー パーになろう!」の設置
 - ※「青年期向け」、「大人向け」と、年代に応じてわかり やすく説明。
 - ※ ゲートキーパーを支援するためのページも新設。
- 各自治体でのゲートキーパー養成研修
- 厚生労働省X(旧Twitter)での呼びかけ
- 自殺予防週間等における、全国での広報ポスター掲示、動画広告の配信
- 政府広報との連携による周知
 - ※ インターネットバナー広告、ラジオ番組、BS番組



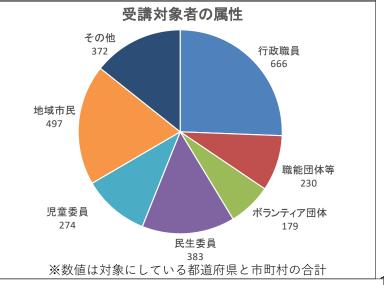
自殺総合対策大綱において、**国民の約**3人に1人以上が ゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指している。

➤令和3年度自殺対策に関する意識調査 (厚生労働省自殺対策推進室)における 認知度は12.3%

<各自治体における研修の実施状況>

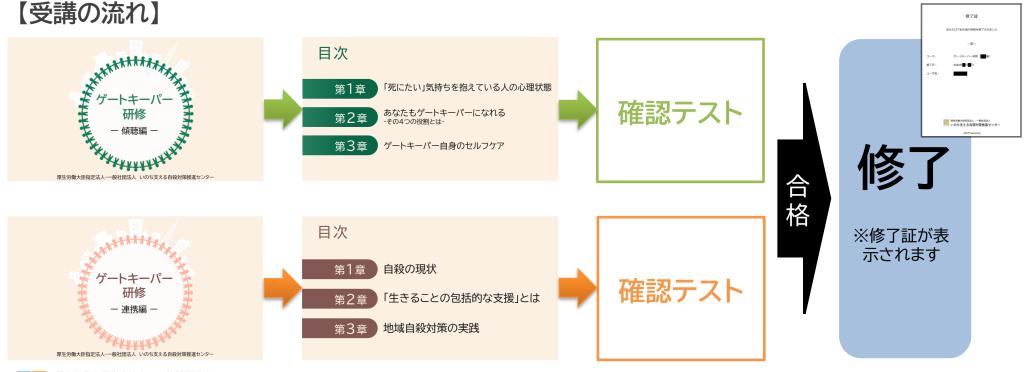
● 令和3年度 約18万5千人

※各自治体からの報告を自殺対策推進室において集計。 ※オンラインによる研修受講や研修動画の視聴を含む。



JSCP ゲートキーパー研修について

- いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)において、「ゲートキーパー」に関するe-ラーニング教材を作成しました。
- 自治体職員向けに作成しており、①傾聴編(約15分)、②連携編(約35分)で構成されており、動画を視聴後、確認テストを受け合格することで、研修修了となります(全体で約1時間)。
- 自治体職員以外の方も、①傾聴編を受講することにより、ゲートキーパーに必要な知識を得ることができます。



- 厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター
- ※ 9/19に配信済みです。JSCPのHP(https://jscp.or.jp/)をご確認ください。
- ※ 研修修了者数: 5,064名(令和6年3月20日時点)

自殺報道への対応(WHO自殺報道ガイドラインを踏まえた報道の要請)

著名人の自殺報道やその他の自殺について、その手段や場所等を詳細を報じることは、その内容や報じ方によっては、とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道を要請している。(令和2年以降24回実施)

自殺報道ガイドライン(WHO) < WHO『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2017 年版』より>

○自殺関連報道として「やるべきでないこと」

- ・報道を過度に繰り返さないこと
- ・自殺に用いた手段について明確に表現しないこと
- 自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと
- ・センセーショナルな見出しを使わないこと
- ・写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクなどは用いないこと

〇自殺関連報道として「やるべきこと」

- 有名人の自殺を報道する際には、特に注意すること
- ・支援策や相談先について、正しい情報を提供すること
- ・日常生活のストレス要因または自殺念慮への対処法や支援を受ける 方法について報道すること
- ・自殺と自殺対策についての正しい情報を報道すること

厚生労働省による報道機関への要請



厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター 原生労働省

令和4年5月11日

メディア関係者各位

著名人の自殺及びその手段や場所等の詳細に触れる報道は、報じ方によっては 「子どもや若者、自殺念慮を抱えている人の自殺を誘発する可能性」があります。 『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道をお願いいたします。

タレントの上島竜兵さんが5月11日に逝去され、死因が自殺である可能性があるとの報道がなされています。 また、一部のメディアではその手段も報じられています。著名人の自殺に関する報道や、その手段や場所等の詳 細を報じることは、その内容や報じ方によっては、とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響 を与えかねません。

メディア関係者各位におかれましては、今一度、そのリスクについてご留意いただき、WHO『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017 年版』(いわゆる『自殺報道ガイドライン』) を踏まえた報道を、お願いいたします。

《センセーショナルな自殺報道によるリスク》

- 自殺リスクの高い人はメディアの自殺報道の後に模倣自殺を起こしてしまう危険性があること。
- 有名人の自殺や、自らと重ね合わせやすい人(自身と同じ境圏の人など)の自殺は、その危険性が極めて高くなること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、健康面だけでなく生活面や仕事面でも不安を抱えている人が多い 現状においては、さらに自殺報道の影響が大きくなることが懸念されること。





厚生労働大臣指定法人・一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター 厚生労働省

令和4年5月11日

再度の注意喚起

メディア関係者各位

5月11日に逝去された著名人の報道に関して 『自殺報道ガイドライン』に反する報道・放送が散見されることを踏まえ、 再度、自殺報道に関する注意喚起をさせていただきます。

タレントの上島竜兵さんが 5月 11日に逝去され、死因が自殺である可能性があるとの報道・放送が行われていることを踏まえて、本日午前中に、『自殺報道ガイドライン』に即した放送・報道をしていただくよう、依頼文を送らせていただきました。

しかしながら、一部のメディアにおいて、『自殺報道ガイドライン』に反する、以下のような報道・放送が行われているため、あらためて自殺報道に関する注意喚起をさせていただく次第です。

以下のような放送・報道は、自殺リスクを高めかねません。

- 自殺の「手段」を報じる
- 自殺で亡くなった方の自宅前等から中継を行う
- 自殺で亡くなった場所(自宅)の写真や動画を掲載する
- 街頭インタビューで、市民のリアクションを伝える

「第4次自殺総合対策大綱」 (令和4年10月14日閣議決定)のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性 は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。 (平成18年:32,155人→令和元年:20,169人)
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いている が、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小 中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。

子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- 自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ 子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- 命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- 学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

女性に対する支援の強化

妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

地域自殺対策の取組強化

- 地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。
- ■孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及※ ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携
- ■自殺未遂者支援■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイルティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信など

「第4次自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)
- ・自殺への影響について情報収集・分析
- ・I C T活用を推進
- ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響 も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

- 1. 生きることの包括的な支援として推進する
 - ・ 自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
- 2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- ・ こども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
- 3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4. 実践と啓発を両輪として推進する
- 5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - ・ 地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラット フォームづくりを支援
- 6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する(新)
 - ・ 自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

→重点施策の拡充内容については、次頁以降

- 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
- 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
- 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
- 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
- 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
- 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
- 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 9. 遺された人への支援を充実する
- 10. 民間団体との連携を強化する
- 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
- 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
- 13. 女性の自殺対策を更に推進する(新)

第5 自殺対策の数値目標

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、 自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて 30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続

(平成27年:18.5 ⇒ 令和8年:13.0以下) ※令和2年:16.4

第6 推進体制等

- 1. 国における推進体制
 - 指定調査研究等法人(いのち支える自殺対策推進センター)が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
- 2. 地域における計画的な自殺対策の推進
 - ・ 地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
- 3. 施策の評価及び管理
- 4. 大綱の見直し
 - ・ 社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

「第4次自殺総合対策大綱」 <第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要>

1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- ■地域自殺実態プロファイル、地域 自殺対策の政策パッケージの作成
- ■地域自殺対策計画の策定・見 直し等の支援
- ■地域自殺対策推進センターへの 支援
- ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
- ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- ■自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2.国民一人ひとりの気づきと 見守りを促す

- ■自殺予防週間と自殺対策強化 月間の実施
- ■児童生徒の自殺対策に資する 教育の実施
- ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患へ の正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の 保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する 正しい知識の普及、うつ病等につい ての普及啓発
- ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」 「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」 という認識の普及
- ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3.自殺総合対策の推進に資する 調査研究等を推進する

- |■自殺の実態や自殺対策の実施状 | 況等に関する調査研究・検証・成果 | 活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用の検討
- ■子ども・若者及び女性等の自殺調 査、死因究明制度との連動
- ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
- 予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
- ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に 関する支援一体型の実態把握
- ■コロナ禍における自殺等の調査
- ■うつ病等の精神疾患の病態解明等 につながる学際的研究

4.自殺対策に関わる人材の確保、 養成及び資質の向上を図る

- ■大学や専修学校等と連携した自 殺対策教育の推進
- ■連携調整を担う人材の養成
- ■かかりつけ医、地域保健スタッフ、 公的機関職員等の資質向上
- ■教職員に対する普及啓発
- ■介護支援専門員等への研修
- ■ゲートキーパーの養成
- ・若者を含めたゲートキーパー養成
- ■自殺対策従事者への心のケア
- ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- ■家族・知人、ゲートキーパー等を 含めた支援者への支援

5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

■職場におけるメンタルヘルス対 策の推進

- ・パワーハラスメント対策の推進、 $\underline{SNS相談}$ の実施
- ■地域における心の健康づくり推 進体制の整備
- ■学校における心の健康づくり推 進体制の整備
- ■大規模災害における被災者の 心のケア、生活再建等の推進

6.適切な精神保健医療福祉 サービスを受けられるようにする

- ■精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- ■精神保健医療福祉サービスを担 う人材の養成等
- ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- ■子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
- ・子どもの心の診療体制の整備
- ■うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7.社会全体の自殺リスクを低下させる

- ■相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT(インターネット・SNS等)活用
- ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- ■インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
- ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
- ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ■ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する 支援
- ■性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- ■関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
- ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- ■報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- ■自殺対策に関する国際協力の推進

「第4次自殺総合対策大綱」 <u><第4 自殺総合対策における当</u>面の重点施策の概要>

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- ■地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療 機関の整備
- ■救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者 支援の強化
- ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療 連携体制の整備
- ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、<u>匿名でのデータベース化</u>を推進
- ■居場所づくりとの連動による支援
- ■家族等の身近な支援者に対する支援
- ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- ■学校、職場等での事後対応の促進

9.遺された人への支援を充実する

- ■遺族の自助グループ等の運営支援
- ■学校、職場等での事後対応の促進
- ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- ■遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報 提供の推進等
- ・遺族等が直面する<u>行政上の諸手続や法的問題等への支援</u>の 推進
- ■遺族等に対応する公的機関の職員の資質の 向上
- ■遺児等への支援
- ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- ■地域における連携体制の確立
- ■民間団体の相談事業に対する支援
- ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談 事業支援を拡充
- ■民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多 発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- ■いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- ■学生・生徒への支援充実
- ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
- ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
- ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることができる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
- ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- ■SOSの出し方に関する教育の推進
- ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- ■子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
- ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- ■知人等への支援
- ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- ■子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12.勤務問題による自殺対策を 更に推進する

■長時間労働の是正

- ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是 下の推進
- ・勤務間インターバル制度の導入促進
- ・コロナ禍で進んだ<u>テレワークを含め</u>、職場のメンタルヘルス対策の推進
- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
- ・副業・兼業への対応
- ■職場におけるメンタルヘルス対策 の推進
- ■ハラスメント防止対策
- ・<u>パワーハラスメント</u>、セクシュアルハラスメント、 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13.女性の自殺対策を更に推進する

(新設)

■妊産婦への支援の充実

- ・予期せぬ妊娠等により</u>身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- ■コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
- ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
- ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
- ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添った きめ細かい相談支援等の地方公共団体によ る取組を支援
- ■困難な問題を抱える女性への支援